

藤沢市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金 交付要綱

制 定 平成28. 6. 1
改 正 平成28. 7. 1

（目的）

第1条 この要綱は、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするための介護施設等の整備を進めるために、介護施設等を整備する法人が負担する施設整備及び施設開設準備等に係る経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める事を目的とする。

（補助対象事業及び補助対象経費）

第2条 補助対象となる事業は、「医療介護総合確保促進法に基づく藤沢市計画」（以下「市計画」という。）に基づいて行われる介護施設等の整備に係る次に掲げる事業とする。

- (1) 地域密着型サービス等施設整備事業
 - (2) 施設開設準備事業（当該介護施設等の開設日が4月2日から9月30日までの期間内である場合には、開設日の属する年度とその前年度における施設開設準備事業を補助対象とすることができる。）
 - (3) 定期借地権設定のための一時金の支出事業
- 2 補助対象経費は、別表第1の各表に掲げる補助対象経費の欄に掲げる経費とする。
- 3 対象施設が複数併設される場合における補助対象経費は、補助対象施設ごとに計上するものとする。
- 4 対象施設に補助対象ではない他の施設が併設される場合における補助対象経費は、補助対象施設に係る経費を当該他の施設に係る経費と明確に区分した上で計上することとし、区分することが容易でない経費については適切に按分して計上することとする。
- 5 別表第1の1の表の対象整備区分の欄に掲げる整備は、次の表の整備区分に掲げる整備ごとに、整備内容の欄に定める内容とする。

整備区分	整備内容
創 設	新たに施設を建設すること
増 築	既存施設の定員の増員を図るための整備をすること
増 改 築	既存施設の定員の増員を図るための増築をするとともに、既存施設を取り壊して新たに施設を整備すること（一部改築を含む）
改 修	新たな施設（サービス）のために、既存建物に本体の躯体工事に及ばない屋内改修工事（壁撤去等）を行うこと

(補助基準額)

第3条 補助基準額は、次の各号に掲げる事業区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 地域密着型サービス等施設整備事業 別表第1の1地域密着型サービス等施設整備事業の表の対象施設ごとに、配分基礎単価の欄に掲げる額に単位の欄に掲げる数を乗じて得た額。
- (2) 施設開設準備事業 別表第1の2施設開設準備事業の表の対象施設ごとに、配分基礎単価の欄に掲げる額に単位の欄に掲げる数を乗じて得た額。
- (3) 定期借地権設定のための一時金の支出事業 別表第1の3定期借地権設定のための一時金の支出事業の表の配分基準に整備に要する用地（同表アに掲げる本体施設を整備する際に、同表イに掲げる合築・併設施設を整備する場合においては、当該合築・併設施設整備のための敷地を含めることができる。）の面積を乗じて得た額に補助対象施設が建物全体に占める割合を乗じて得た額。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げるものを比較して最も少ない額（以下「補助基本額」という。）に、別表第1の事業区分ごとの補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。）とする。

- (1) 前条の規定による補助基準額
 - (2) 第2条第2項の規定による補助対象経費の実支出額
 - (3) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額（以下「総事業費等の額」という。）
- 2 前項の規定による補助金の額の算出に当たり、補助を受けようとする地域密着型サービス等施設整備事業が別表第2に定める国の特別措置に該当する場合は、別表第2により算出した加算額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。以下同じ。）を前項第1号又は第2号のいずれか少ない額に加算した上で、補助金の額を算出することができる。
- 3 介護施設等の開設日が4月2日から9月30日までの期間内であって、開設日の属する年度とその前年度における施設開設準備事業について補助対象とする場合の補助金の合計額は、補助基準額（第2項の規定に該当する場合は、補助基準額に加算額を加算した額。）を上限とする。この場合における各年度の補助金の額は、補助対象経費を各年度ごとに明確に区分して算出するものとし、初年度の補助金を次年度に繰り越すことはできない。

(補助事業の対象除外)

第5条 別表第3に掲げる事業又は経費は、補助の対象としない。

(補助対象事業者)

第6条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、本市の「いきいき長寿プランふじさわ2017」に基づいて介護施設等を整備するために行われる公募に係る藤沢市地域密着型サービス事業者等選定委員会又は藤沢市特別養護老人ホーム整備・運営事業者選定委員会において選考された法人とする。

2 市税を滞納している者は、補助対象事業者としない。

(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、第2条第1項各号に掲げる事業ごとに、藤沢市地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、各2部を、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(1) 藤沢市地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金所要額調書(第1号様式―別紙①)

(2) 事業計画書(第1号様式―別紙②)

(3) 役員等氏名一覧表(第1号様式―別紙③)

(4) 当該事業に係る収支予算書(見込書)の抄本(当該補助事業に係る予算額を明記したもの。)

(5) 別表第4の事業区分に応じた申請に必要な添付書類の欄に掲げる書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額を言う。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助金交付の申請があったときは、交付の可否を審査の上、藤沢市地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式。以下「決定通知書」という。)により当該申請者に通知するものとする。ただし、補助金の額を確定するための補助対象経費の実支出額が事業の着手前には確定しないため、当該事業の完了後に補助金の額を確定するものとし、決定通知書には交付予定額を記載するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金交付の決定をする場合において、次のとおり指示又は条件を付けるものとする。

(1) 事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとする。

(2) 補助事業により整備する施設には、消防法令による設置義務の有無に関わらず、スプリンクラー設備を設置しなければならない。

(3) 補助事業の内容又は経費配分を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止(一部中止、廃止を含む。)しようとする

場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。

- (5) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (6) 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し又は効用の増加した財産で価格が単価３０万円以上の機械及び器具については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）」に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (8) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- (11) 補助事業者は、この補助金の対象経費について、重複して、他の法律又は予算制度に基づく補助を受けてはならない。
- (12) 補助事業者は、補助事業に係る施設の開設に当たっては、人員の確保ができないことを理由とする開所予定時期の遅れや部分開所が生じないように、施設の運営に必要な人員を計画的に確保し、事業完了後、遅滞なく運営を開始しなければならない。
- (13) 補助事業者は、規則及びこの要綱の規定に従わなければならない。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。

（暴力団排除）

第９条 藤沢市暴力団排除条例第８条の規定に基づき、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、前条第１項に規定する補助金の交付の可否の審査において、交付しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団
- (3) 法人の代表者又は役員の中に、第１号に規定する暴力団員に該当する者

があるもの

- 2 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するものと判明した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(事業の着手)

第10条 補助事業者は、事業に着手するときは、藤沢市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金事業着手届（第3号様式）を提出しなければならない。ただし、補助事業が施設開設準備経費等支援事業及び定期借地権設定のための一時金の支出事業の場合は、規則第5条第1項ただし書の規定により、当該届出の提出を省略することができる。

- 2 申請者は、事業を完了するために必要な期間を確保する必要がある場合であって市長が認める場合は、藤沢市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金事業事前着手届（第4号様式）を提出することによって、第8条の規定による交付決定前に事業に着手することができる。

(事業の変更等)

第11条 補助事業者は、事業の計画を変更、中止又は廃止しようとするときは、藤沢市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金事業変更等承認申請書（第5号様式。以下「変更等承認申請書」という。）を提出して、市長の承認を求めなければならない。

- 2 市長は、前項の変更等承認申請書が提出がされたときは、その承認の可否を審査の上、藤沢市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金事業変更等承認（不承認）通知書（第6号様式）により通知するものとする。
- 3 市長は、前項の承認の可否の審査に必要な場合は、補助事業者に対して必要な書類を提出するよう求めることができる。

(事業の完了及び補助金交付額の確定)

第12条 補助事業者は、事業が完了したときは、藤沢市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金事業完了届（第7号様式。以下「完了届」という。）に、次に掲げる書類を添えて、各2部を、事業完了の日から起算して15日を経過した日又は市長が別に定める期日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない

- (1) 藤沢市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金補助金積算額調書（第7号様式－別紙①）
 - (2) 事業完了報告書（第7号様式－別紙②）
 - (3) 収支決算書又はこれに代わる書類
 - (4) 別表第5の事業区分に応じた完了時に必要な添付書類の欄に掲げる書類
- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に沿って提出しなければならない。
 - 3 市長は、第1項の完了届が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交

付額を確定し、藤沢市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付額確定通知書（第８号様式）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第１３条 補助事業者は、前条第２項の規定により通知を受けた場合は、市長に対し請求書を提出しなければならない。

２ 市長は、前項の請求書が提出されたときは、補助金を交付する。

（事業実績報告）

第１４条 補助金の交付を受けた者は、藤沢市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金事業実績報告書（第９号様式）に、次に掲げる書類を添えて、交付を受けた日から起算して１５日を経過した日又は各年度の出納閉鎖期間の末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

（１）事業実績報告書（第９号様式一別紙①）

（２）収支決算書又はこれに代わる書類

（３）支払い領収書及び明細書（内訳が分かるもの）

（４）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２ 定期借地権設定のための一時金の支出事業に係る補助事業者は、対象施設が開設したときは、定期借地権設定のための一時金の支出事業に係る対象施設開設報告書（第１０号様式）を、開設後１５日以内に市長に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１５条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、第１２条第１項の完了届を提出後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書（第１１号様式）により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社又は支所であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社又は本所（以下「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

２ 前項の報告があった場合には、市長は当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の返還）

第１６条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）補助金を目的外に使用したとき。

（３）補助金交付の決定の内容又はこれに付した指示若しくは条件に違反したとき。

（４）第１０条、第１１条、第１２条、第１４条又は第１５条に規定する届出又は報告をしなかったとき。

- (5) 事業の施行方法が不適當であると認められるとき。
- (6) 事業の施行について不正の行為が認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交付することが適當でないと市長が認めるとき。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成28年6月30日）

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）事業区分及び補助対象経費

1 地域密着型サービス等施設整備事業

細区分	対象整備区分	配分基礎単価	単位	補助対象経費	補助率
対象施設					
ア 地域密着型サービス施設等の整備				事業者自らが行う対象施設の整備であって当該年度内に竣工する整備(施設整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費に、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	10分の10
(1)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	創設、改修	5,670千円	施設数		
(2)(介護予防)認知症対応型通所介護事業所	創設	11,300千円	施設数		
(3)(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所	創設	32,000千円	施設数		
(4)(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所	創設	32,000千円	施設数		
(5)地域密着型介護老人福祉施設 (イに該当する場合を除く。)	創設、増築、 増改築、改修	6,050千円	整備床数		
(6)看護小規模多機能型居宅介護事業所	創設	32,000千円	施設数		
(7)地域包括支援センター	創設、改修	1,130千円	施設数		
(8)定員29人以下の養護老人ホーム	創設、増築、 増改築、改修	2,270千円	整備床数		
イ 介護施設等の合築等					
アに掲げる地域密着型サービス施設等((5)を除く。)を合築又は併設する地域密着型介護老人福祉施設		創設、増築、 増改築、改修	6,263千円	整備床数	
ウ 空き家(注1)を活用した整備				(注1)空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第1項に規定する居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。	
(1)(介護予防)認知症対応型通所介護事業所		改修	8,500千円		施設数
(2)(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所					
(3)(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所					
(4)看護小規模多機能型居宅介護事業所					

2 施設開設準備事業

対象施設	配分基礎単価	単位	補助対象経費	補助率
(1)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	10,300千円	施設数	補助対象期間（対象施設の開設日前6月の内に設定する期間をいう。）に係る、対象施設の円滑な開所や既存施設の増床に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費であって、事業完了日（開設日の前日をいう。以下同じ。）までに役務の提供、物品の引渡し及び対価の支払いが完了する次の経費。ただし、アに掲げる経費については、事業完了日の属する月の翌月末までに支払が行われるものに限る。 ア 開設前の職員人件費 イ 開設時に必要な設備、備品、消耗品等の購入経費。ただし、介護職員が使用することにより直接的に身体的負担の軽減をはかることができ、労働環境の改善が見込まれる次のいずれかの介護福祉機器を含めること。 (ア)移動・昇降用リフト (イ)自動車用車いすリフト (ウ)エアーマット (エ)特殊浴槽 ※リフトとともに稼働するもので、側面が開閉可能なもの。 (オ)ストレッチャー ※入浴用を使用するもの以外は昇降機能が付いているものとする。 (カ)自動排せつ処理機 (キ)車いす体重計 (ク)腰痛予防に有効な福祉機器（電動ベッド、高機能の車いす、スライディングシート、スライディングボード、スタンディングマシーン等） ウ 職員採用活動経費 エ 開設準備室運営経費 オ 入所者又は利用者の募集活動経費 カ その他事業の立ち上げに必要な経費	10分の10
(2)(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所	621千円	宿泊定員数		
(3)(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所	621千円	定員数		
(4)地域密着型介護老人福祉施設	621千円	定員数		
(5)看護小規模多機能型居宅介護事業所	621千円	宿泊定員数		
(6)定員29人以下の養護老人ホーム	310千円	定員数		

3 定期借地権設定のための一時金の支出事業

細区分	配分基準	補助対象経費	補助率
対象施設			
ア 本体施設 (1)(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所 (2)(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所 (3)地域密着型介護老人福祉施設 (4)看護小規模多機能型居宅介護事業所	当該対象施設を整備する用地（アに掲げる本体施設を整備する際に、イに掲げる合築・併設施設を整備する場合においては、当該合築・併設施設整備のための敷地を含めることができる。補助対象経費の欄において同じ。）に係る国税局長が定める路線価の2分の1	当該対象施設を整備する用地に係る定期借地権（50年以上のものに限る。）の設定に際して授受される一時金（交付決定後に締結した定期借地契約により支出したものに限り、）であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるものをいう）。	2分の1
イ 合築・併設施設			
(1)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
(2)(介護予防)認知症対応型通所介護事業所			
(3)介護予防拠点			
(4)地域包括支援センター			
(5)生活支援ハウス			
(6)緊急ショートステイ			

別表第 2（第 4 条関係）各法令で定める国の財政上の特別措置による加算

区分	対象施設の種類	加算額
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号）第 1 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づく整備事業	1 （介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所 2 （介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所 3 （介護予防）認知症対応型通所介護事業所 4 看護小規模多機能型居宅介護事業所	別表第 1 に定める配分基礎単価に 0.32 を乗じて得た額

別表第 3（第 5 条関係）

事業区分	対象除外の事業又は経費
地域密着型サービス等施設整備事業	1 交付決定前に工事に着手した施設整備（第 10 条第 2 項に規定する場合を除く。） 2 他の国庫負担（補助）制度等により、既に国が当該事業の経費の一部を負担し又は補助している事業 3 土地の買収又は整地等土地に係る資産を形成するために要した経費 4 補助対象事業者以外の者が行う施設整備（補助対象事業者に建物所有権が帰属する場合を除く。） 5 職員の宿舍、車庫、又は倉庫の建設に要した経費 6 門、柵、塀などの外構工事に要する経費 7 既存建物の買取りに要する経費 8 備品や施設に固着しない設備等の取得等に要する経費であって施設開設準備事業に係る補助対象経費に該当する経費 9 その他施設整備に関する経費として適当でないと市長が認めたもの
施設開設準備事業	1 交付決定前に着手した施設開設準備事業（第 10 条第 2 項に規定する場合を除く。） 2 補助対象施設の開設後に発生した経費 3 補助対象期間以外の期間を対象とする各種サービス（保証等）に係る経費 4 社会通念上、工事費又は工事請負費として位置付けるべき経費

	5 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与に充てる経費 6 現に当該事業の経費の一部について他の国庫負担（補助）制度が適用されている場合における当該経費 7 既存施設から他の施設（サービス）への転換を行う場合の開設準備経費 8 食料費、会食接待費等その他開設準備に関する経費として適当ではないと市長が認めたもの
定期借地権設定のための一時金の支出事業	1 保証金（地代債務、契約終了時の建物撤去等、借り主の債務不履行の際の担保として授受され、契約終了時に原則返還を要求するものをいう。）として授受される一時金 2 定期借地権の設定に係る契約の当事者が利益相反関係（土地の所有者が定期借地権者である法人の理事やその親族である等の場合をいう。）とみなされる場合における一時金 3 現に当該事業の経費の一部について他の国庫負担（補助）制度が適用されている場合における当該経費 4 その他定期借地権設定のための一時金の支出事業として適当ではないと市長が認めたもの

別表第4（第7条関係）

事業区分	申請に必要な添付書類		様式
地域密着型サービス等施設整備事業	1	地域密着型サービス等施設整備事業に係る補助金申請額算出内訳書	様式一 整①
	2	地域密着型サービス等施設整備事業に係る基本情報	様式一 整②
	3	建設用地の法令に基づく制限（都市計画法・建築基準法以外）	様式一 整③
	4	建設用地の地番・面積等	様式一 整④
	5	総事業費見積額及び財源計画	様式一 整⑤

	6	資金収支計画表	様式―整⑥
	7	工事費見積書	
	8	建設用地の登記事項証明書（原本）	
	9	建設用地の公図の写し	
	10	利用権に関する覚書、確約書又は仮契約書	
	11	現地案内図	
	12	建物配置図	
	13	建物立面図	
	14	各階平面図※	
	15	工程表	
施設開設準備事業	1	施設開設準備事業に係る補助金申請額算出内訳書	様式―開①
	2	施設開設準備事業計画書	様式―開②
	3	施設開設準備事業に係る経費の見積書	
定期借地権設定のための一時金の支出事業	1	定期借地権設定のための一時金の支出事業に係る補助金申請額算出内訳書	様式―定①
	2	定期借地権設定のための一時金の支出事業に係る補助金対象面積確認書	様式―定②
	3	定期借地権設定のための一時金の支出事業計画書	様式―定③
	4	当該地の登記事項証明書（原本）	

	5	当該地の公図	
	6	定期借地権設定に係る契約に関する覚書、確約書又は 仮契約書	
	7	事業スケジュール (土地の契約から施設開設まで)	
	8	建物配置図	
	9	建物立面図	
	10	各階平面図※	
	11	当該地の路線価が確認できる書面	
	12	その他参考となる資料	

※部屋ごとの面積が入ったもので、占有・共有部分を色分けにより明示すること。また、補助の対象とならないサービスとの合築の場合には、補助対象の占有部分と補助対象外の占有部分を色分けする等して区分すること。

別表第 5（第 12 条関係）

事業区分	完了届に必要な添付書類		様式
地域密着型サービス等施設整備事業	1	地域密着型サービス等施設整備事業に係る補助金精算額算出内訳書	様式一整⑦
	2	総事業費決定額及び財源計画	様式一整⑧
	3	工程表	
	4	完成後の写真・図面	
施設開設準備事業	1	施設開設準備事業に係る補助金精算額算出内訳書	様式一開③
	2	施設開設準備事業完了報告書	様式一開④

	3	施設開設準備事業に係る経費の領収書及び内訳書	
定期借地権設定のための一時金の支出事業	1	定期借地権設定のための一時金の支出事業に係る補助金精算額算出内訳書	様式一定④
	2	定期借地権設定のための一時金の支出事業完了報告書	様式一定⑤
	3	定期借地権設定に係る契約書	
	4	事業スケジュール (土地の契約から施設開設まで)	